○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル（案）

（目的）

第１条　この条例は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業を促進するために、市町村、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

|  |
| --- |
| 事業の規制ではなく、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を条例の目的としている。事業の規制を目的とすることは、事業活動の自由との関係や他の開発・事業行為の規制との比較衡量、既存の法令体系との厳格な調整や立法事実の有無等に鑑み、容易でないと考えられる。名称及び目的は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）」を基本として改変したもの。再生可能エネルギーの住民ぐるみの普及を図る市町村では、目的の前に、住民の考え方や理想を示す「前文」を掲げることも考えられる。 |

（基本理念）

第２条　再生可能エネルギー事業は、市町村、事業者、住民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

２　再生可能エネルギー事業は、自然環境、防災及び景観その他の住民の生活環境（以下「生活環境」という。）への配慮について適正に行われなければならない。

|  |
| --- |
| 再生可能エネルギー事業のあり方について、市町村の基本姿勢を示している。第１項は地域住民の理解や地域へのメリットが重要であること、第２項は住民の生活環境を破壊する事業は望ましくないことを示し、本条例で規定する様々な措置の根源になっている。また、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例のように、再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを住民共有の財産と捉え、住民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利(地域環境権)があることを明記することも考えられる。 |

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「再生可能エネルギー」とは、太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーであって、規則で定めるものをいう。

二　「再生可能エネルギー設備」とは、再生可能エネルギーを利用するための変換設備及びその附属設備をいう。

三　「再生可能エネルギー事業」とは、再生可能エネルギー設備を用いて変換したエネルギーを自ら利用し、又は他者に利用させ、対価その他の利益を得る行為をいう。

|  |
| --- |
| 再生可能エネルギー等の定義を示している。第一号は長野県地球温暖化対策条例を一部改編したもの。第二号・第三号は本条例のために定義したもの。 |

（市町村長の責務）

第４条　市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針を示し、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、必要な措置を実施するものとする。

|  |
| --- |
| 「地域におけるエネルギー利用の方針」とは、再生可能エネルギーだけでなく、省エネルギーや地域経済、住民生活等との関係も含めた総合的なエネルギー利用に係る方針のこと。本条例の措置だけでなく、市町村が展開する関係施策の根拠にもなる。 |

（事業者の責務）

第５条　再生可能エネルギー事業を行おうとする者及び行う者（以下「事業者」という。）は、その再生可能エネルギー事業が地域と調和するように努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

|  |
| --- |
| 事業者による行政への協力責務は、長野県地球温暖化対策条例第４条第２項をはじめ、多くの条例で定められているもの。 |

（住民の責務）

第６条　住民は、主体的な再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、市町村長の実施する措置に協力しなければならない。

|  |
| --- |
| 住民であっても、自ら事業を行うときは、事業者としての責務がかかってくる。 |

（指針）

第７条　市町村長は、地域におけるエネルギー利用の方針として、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用及び地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

２　指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

二　住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

三　地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

四　生活環境に関して配慮すべき重要事項

五　前各号に掲げる事項のほか、市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、指針を定めようとするときは、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

４　市町村長は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、指針の改定について準用する。

|  |
| --- |
| 指針の目的は、本条例を客観的な基準で運用することにある。省エネや啓発等も含めた市町村の基本方針（第一号）を分かりやすく示すとともに、地域主導型事業の認定基準（第二号）、事業者への助言に係る考え方（第三号）、自然環境等に関して配慮すべき事項（あるいは事業を行うべきでない場所のネガティブリスト列挙や市町村区域内のゾーニングも考えられる）（第四号）をあらかじめ明確にすることにより、外部主導型から協働型への変容を誘導し、地域主導型を活発にする狙いもある。第３項は、指針策定のために関係者を集めることに加え、既存の審議会等を活用することも考えられる。条例の検討とセットで行うことも効率的。第10条の協議会と異なり、農山漁村再エネ法第５条の「基本計画」で代用できる規定は設けていないが、「基本計画」を策定するのであれば、作業効率化の観点から、指針の必須事項を「基本計画」に加え、共用化することも考えられる。本条例では、他の類似指針や計画との共用化を否定していない。 |

（届出）

第８条　市町村の区域内で、再生可能エネルギー設備の設置に伴い生活環境に相当程度の影響を及ぼすおそれのある事業者として規則で定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

２　市町村長は、前項の届出があったときは、速やかに、これを公表しなければならない。

３　市町村長は、第１項に規定する事業者が届出を行わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、届出を行うよう勧告することができる。

４　市町村長は、届出を受けた事業が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

|  |
| --- |
| 届出の目的は、区域内の事業計画を公知とし、住民との合意形成や生活環境への配慮を事業者に求めやすくすることにある。固定価格買取制度の情報提供制度では、市町村職員に守秘義務がかけられるため、事業者からの届出と公表義務により、守秘義務を解除する。固定価格買取制度の情報提供制度は、市町村において届出の有無を確認するために用いる（同制度によって提供された情報の守秘義務は守られる）。再エネ特措法の改正によって、設備認定が公表されるとしても、届出が条例における市町村手続の端緒となることから、届出制度の存続と矛盾しない。第４項は、届出を県や近隣市町村と共有し、意見交換するために設けている。本項がなければ、届出情報の目的外利用になりかねないからである。また、関係する行政機関の長とは、大臣及び知事並びに国及び県の出先機関の長を想定している。実務的には、地方事務所単位での設置を予定している連絡会議で用いることが考えられる。届出対象は、規則で詳細を定めることになる。平置型で大面積の太陽光発電を対象にする場合（第一号）、再生可能エネルギー事業全般を対象にする場合（第二号）、熱利用設備も対象にする場合（第三号）、土地の形状で対象を決める場合（第四号）が考えられる。当然のことながら、複数のパターンを組み合わせることも考えられる。届出事項は、最低限の規定であり、実際にはフォーマットを作成し、それに記入・提出させるのが適切である。届出時期は、工事開始の21日前までとしているが、これは長野県地球温暖化対策条例の建築関係の届出に準じたもので、実務上はもっと早期になされることが望ましい。合意形成を促進する観点からは、工事の30日前までや60日前までも考えられる。固定価格買取制度に基づく事業だけを対象にするならば、設備認定の日から30日以内等の規定も考えられる。もっとも望ましいのは、事業者が設備認定申請を国に提出する前に届出させることだが、その場合は届出履行の有無を確認する方法がないので、運用上は別にして、条例・規則での規定は難しい。 |

（住民への説明）

第９条　前条第１項に規定する届出を行った事業者（以下「特定事業者」という。）は、遅滞なく、届出の内容を周知させるための公開による説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

２　説明会を開催するにあたっては、特定事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて説明会の開催を一般に周知しなければならない。

３　特定事業者は、説明会を実施したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市町村長に規則で定める事項を報告しなければならない。

４　市町村長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

５　市町村長は、特定事業者が第１項に規定する説明会を実施しないとき又は第３項で規定する報告をしないときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、当該説明会又は報告をするよう勧告することができる。

６　事業者は、前条の届出を行う前に、届出しようとする内容を周知させるための公開による説明会を開催し、市町村長への届出と同時に、その旨を報告することができる。市町村長は、これをもって、第１項に規定する説明会及び第３項で規定する報告とすることができる。

|  |
| --- |
| 説明会は、事業者と住民の合意形成を促すことを目的としているため、特定の住民のみを対象とするのではなく、広く開かれた形での実施を義務づけている。実施後の報告義務は、説明会の実施を担保するだけでなく、住民の意見を事業に反映させることを促すことも狙いとしている。規則の事項も、そうした観点から住民の意見と事業者の対応方針を報告させることとしている。これも実際にはフォーマットを別に定めるのが適切と考えられる。なお、第１項の「遅滞なく」とは、工事開始前の適当なときに行えばいいとする意味である。第６項は、できる限り早い段階からの合意形成を促すために設けている。地域との調和を重視する事業者であれば、事業計画が固まる届出前の段階から住民の意見を事業に反映させようとすると考えられる。 |

（協議会）

第10条　市町村長は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関し、必要な事項について協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　事業者は、市町村長に対し、協議会を組織するよう求めることができる。

３　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

　一　市町村長又は市町村長の指名する職員

二　事業者

三　住民その他の識見を有する者で市町村長が必要と認める者

４　協議会の会議は、原則として公開で行う。

５　協議会は、住民の意見の聴取に努めなければならない。

６　協議会において協議が調った事項（以下「協議会合意」という。）については、市町村長は、速やかに、これを公表するとともに、協議会の構成員は、協議会合意を尊重しなければならない。

７　市町村長は、規則で定める事項を含む協議会合意及びその公表をもって、第８条第１項に規定する届出、同第２項に規定する届出の公表、前条第１項に規定する説明会の開催、同第３項に規定する報告、同第４項に規定する報告の公表とすることができる。

８　前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

９　市町村長は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第６条第１項で規定する協議会をもって、本条で規定する協議会とすることができるとともに、同法第７条第１項及び第３項で規定する設備整備計画の認定をもって、協議会合意とすることができる。

|  |
| --- |
| 協議会の目的は、住民との合意形成を積極的に行う事業者をバックアップし、外部主導型から協働型への変容を誘導することにある。協議会での合意形成の手間をかける分、合意でもって、届出等の手続を済ませたとみなす。合意内容は事業ごとに異なることを前提に、例えば収益の一定割合を地域活動に寄付することや、事業への住民出資を一定割合認めること、住民の求めで事業を縮小すること等が考えられる。農山漁村再エネ法の協議会や設備整備計画でもって、本条例の協議会や合意に代えることができるとしているのは、事業地が農山村であれば、趣旨が概ね共通するからである。指針のように「共用化」もありうる。住民との合意形成に積極的な事業者に対し、煩雑な手続でコストアップさせることを避ける趣旨である。規則での規定事項は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。 |

（認定）

第11条　市町村長は、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業で、特に持続可能な地域づくりに資すると認めるときは、指針に基づき、当該事業を地域主導型再生可能エネルギー事業（以下「地域主導型事業」という。）と認定することができる。

２　前項の認定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出しなければならない。

３　前条第１項で規定する協議会は、規則で定めるところにより、協議会合意に基づき地域主導型事業計画を作成し、市町村長に提出することができる。

４　市町村長は、地域主導型事業計画の提出があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない。

５　市町村長は、認定した地域主導型事業に関し、必要な助言、指導その他の援助をすることができる。

|  |
| --- |
| 認定の目的は、住民自らが主導して行う再生可能エネルギー事業を後押しするためである。実際には、市町村や関係団体、住民で前条の協議会を構成し、協議会での合意でSPCを設立するとともに、認定を申請することが考えられる。市町村の「援助」としては、助言の他、資金調達の支援（出資や融資、収益納付型補助等）や国・県の支援（調査費への助成や専門家の派遣等）の獲得等が考えられる。本来であれば、市町村が民間の特定事業を後押しすることは、行政の公正性の観点から容易でない。協議会や認定の手続を条例で規定するのは、事業性・地域性・公益性を備えた事業について、行政の縛りを解除するためでもある。指針や第４項は、そうした観点から、認定を恣意的に行わないための仕組みである。規則での規定事項は、地域主導型の要件と根拠を示させる以外は、届出と同じである。よって、留意すべき事項も、届出と同じである。 |

（助言）

第12条　市町村長は、特定事業者に対し、指針及び住民その他の関係者からの意見に基づき、助言をすることができる。

|  |
| --- |
| 助言は任意の行政指導であり、強制力を伴うものではないが、第16条の措置勧告の前段としての意味もあるため、恣意的とならないよう規定を設けた上で、市町村長の権限として条例に定めている。 |

（報告及び資料の提出）

第13条　市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、届出を受けた再生可能エネルギー事業に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

２　市町村長は、前項の報告又は資料の提出がないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、前項の報告又は資料の提出をするよう勧告することができる。

|  |
| --- |
| 勧告を背景にして、市町村長に報告・資料提出の要求権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に要求できるものではない。事業者が求めたときには、報告・資料提出の必要性を示せなければならない。 |

（立入調査）

第14条　市町村長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者の同意を得て、その職員に、届出を受けた再生可能エネルギー事業を行う事業場に立ち入り、事業の実施状況等について調査させることができる。

２　前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

|  |
| --- |
| 市町村長に立入調査権を付与している。当然のことながら「条例の施行に必要な限度」という枠があり、市町村長や職員が恣意的に立入調査を要求できるものではない。事業者が求めたときには、立入調査の必要性を示せなければならない。 |

（公表）

第15条　市町村長は、第８条第３項、第９条第５項及び第13条第２項に規定する勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

|  |
| --- |
| 勧告の実効性を担保する条項。公表は、必ずしも事業者に不利益を与えるものではないが、不利益を与えるおそれがあることに疑いはない。そのため、公表の前には、事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしている。 |

（措置勧告）

第16条　市町村長は、区域内の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

２　市町村長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告に従わなかった者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

|  |
| --- |
| 措置勧告は、事業計画に大きな影響を与える可能性があることから、他の勧告と別に規定している。勧告前に事業者の弁明を聴く機会を設けなければならないとしているのも、同じ理由である。当然のことながら、事業者に対して「生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める」根拠を示せなければならない。措置勧告を行う際は、市町村側も十分な準備が必要になる。決して、市町村長や職員が恣意的に発動してはならない。届出された事業に限定していないのは、事業者が意図的に届出をしないことにより、措置勧告を逃れることを回避するためである。 |

（許可等への配慮）

第17条　市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第１項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該再生可能エネルギー事業の実施に必要な市町村長の許可、認可又は認定等（以下「許可等」という。）の審査に際し、その事実を配慮することができる。

２　市町村長は、再生可能エネルギー事業を行う者が前条第１項の勧告に従わなかったという事実をもって、当該事業の実施又は継続に必要な許可等の権限を有する者に対し、その事実を通知し、当該通知の内容について配慮するよう要請することができる。

|  |
| --- |
| 本条項は、措置勧告の実効性を担保するために市町村長へ付与する権限である。公表だけでなく、市町村長の許可等の判断材料にすることを認めている。ただ、実際に許可等で考慮するためには、当該許可等の法令との整合性が必要であることに留意されたい。許可等の権限を有する者への配慮要請は、事業者が勧告に従わなかったという事実を許可等の判断をする際に配慮するよう「お願い」するだけのものであり、許可等の権限を有する関係大臣や知事等はこの要請に応じる義務はないものの、条例に基づく要請をすることで、当該許可等において法令に基づき慎重な審査がなされることを期待している。本条項で市町村長に付与される各権限は、どれも事業に決定的な影響を与えるものではないが、事業者からすれば一定の事業リスクとして機能すると考えられる。 |

（区域外事業）

第18条　市町村長は、区域外の再生可能エネルギー事業に関し、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業を行う者に対し、必要な措置を実施するよう求めることができるとともに、当該事業の行われる区域の市町村長及び関係する行政機関の長に対し、意見を提出することができる。これらの場合においては、当該事業を行う者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

|  |
| --- |
| 本条項は、市町村の区域外で、市町村住民の生活環境に影響を及ぼしそうな事業について、事業者への要求権、他の市町村長や関係行政機関の長（大臣や知事等）への意見提出権を、市町村長に付与している。あくまで要求や意見提出で、相手側に従う義務はないものの、条例に基づく意見等であるため、行政機関の長等において一定の配慮がなされることを期待している。 |

（補則）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市町村長が定める。

|  |
| --- |
| 以上の他、地域の実情に即した条例とするため、県外の市町村における条例を参考にすることも考えられる。例えば、兵庫県宝塚市「再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」では、再生可能エネルギー事業で得た利益を積み立て、さらなる地域主導型事業を促進するため、基金の設置を定めている。また、東京都八丈町では「地域再生可能エネルギー基本条例」の基本理念に基づき、町と事業者との協定締結に努めている。 |

○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則

モデル（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成○年○○市町村条例第○号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、「年度」とは、４月１日から翌年３月31日までをいう。

（再生可能エネルギー）

第３条　条例第３条第１号の規則で定める再生可能エネルギーは、次に掲げるエネルギーとする。

　一　太陽光・太陽熱

　二　風力

　三　水力（水力発電所の原動力として用いられる場合にあっては、出力30,000キロワット未満の水力発電所（揚水式のものを除く。）の原動力として用いられる水力）

　四　地熱

　五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギーとして利用することができるもの（条例第３条第１号に規定する化石燃料等を除く。）をいう。）

　六　前各号に掲げるもののほか、エネルギーとして永続的に利用することができるものとして市町村長が認めるもの

|  |
| --- |
| 長野県地球温暖化対策条例に準じている。 |

（届出）

第４条　条例第８条第１項の規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

　一　太陽光発電を行う事業者（再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて○ヘクタール以上であるものに限る。）

　二　○キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者

　三　○キロワット以上の定格出力をもつ熱利用目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者

　四　土砂災害警戒区域その他の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市町村長が別に定める区域に再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者

２　条例第８条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　一　事業者の名称及び主たる所在地

　二　再生可能エネルギー設備を設置する場所

　三　設置する再生可能エネルギー設備

　四　その他市町村長が必要と認める事項

３　条例第８条第１項の届出は、当該届出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

|  |
| --- |
| 規則を策定する際、市町村において特に議論が必要となるのは、第４条「事業者の範囲」と第３項「届出の期限」である。「届出の時期」については、条例第８条の解説を参照のこと。 |

（住民への説明）

第５条　条例第９条第３項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　一　説明会の日時及び場所、参加者数

　二　説明会での説明事項

　三　住民からの意見と事業者の対応方針

　四　その他市町村長が必要と認める事項

（協議会）

第６条　条例第10条第７項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　一　事業者の名称及び主たる所在地

　二　再生可能エネルギー設備を設置する場所

　三　設置する再生可能エネルギー設備

　四　その他市町村長が必要と認める事項

２　条例第10条第７項の公表は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

|  |
| --- |
| 第２項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。 |

（認定）

第７条　条例第11条第２項及び第３項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　一　事業者の名称及び主たる所在地

　二　再生可能エネルギー設備を設置する場所

　三　設置する再生可能エネルギー設備

　四　地域主導型事業の認定要件を満たすことの根拠

　五　その他市町村長が必要と認める事項

２　条例第11条第２項及び第３項の提出は、当該提出に係る再生可能エネルギー設備の設置の工事に着手する予定の日の21日前までに行わなければならない。

|  |
| --- |
| 第２項の期限は、届出の期限と整合させる必要がある。 |

○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針モデル（案）

第１ 目的

この指針は、○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成○年○○市町村条例第○号。以下「条例」という。）第７条の規定により、地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針及び住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項、生活環境に関して配慮すべき重要事項、その他市町村長が必要と認める事項を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則（平成○年○○市町村規則第○号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

|  |
| --- |
| 指針と条例との関係等を示している。 |

第２　地域のエネルギー利用と持続可能な地域づくりに関する方針

　地域のエネルギー利用は、第一にエネルギー利用の効率化、第二にエネルギー利用の最適化、第三に地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産を優先順位とすること、並びに情報共有と住民参画を基本原則とし、化石燃料等の利用の抑制と地域の活力の向上を図ることにより、持続可能な地域づくりに資することとする。

１　エネルギー利用の効率化

　エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、建築物の断熱化及び機器の効率化、公共交通の利用促進等により、エネルギー消費量の抑制に努める。エネルギー利用の効率化への投資に際しては、エネルギー支出の削減によって投資回収できる可能性及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

２　エネルギー利用の最適化

　エネルギーによってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、暖房及び給湯、調理等の熱利用において、エネルギー消費全体での環境負荷を考慮したエネルギー源の選択により、環境負荷の抑制に努める。エネルギー源の選択に際しては、一次エネルギーの段階におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に留意する。

３　地域の再生可能な資源を活用したエネルギーの生産

　地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービスを維持しつつ、地域の住民及び事業者の参画する再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進により、再生可能エネルギーの活用に努める。再生可能エネルギーの利用若しくは事業の促進に際しては、地域の所得の向上及び地域経済の活性化に資する可能性があることに留意する。

４　情報共有と住民参画

　地域のエネルギー利用に係る情報について、広範な共有に努めるとともに、施策、取組並びに事業について、情報の広範な共有及び住民の主体的な参画の確保に努める。

|  |
| --- |
| この方針は、市町村ごとに特色が出やすい部分であり、案はあくまで「例」に過ぎない。本例では、行政計画ではなく、条例の下位となる指針であるということで、法文的な固い文章で、簡潔に示している。ただ、実際の書き方は市町村ごとに異なることがあり得る。　本例の内容は、総論でエネルギー利用の優先順位を示している。まず、地域全体のエネルギー消費量の削減（＝省エネ）を進め、次に、エネルギー消費のあり方（質）の変化（＝最適化）を進め、最後に、その上で、再生可能エネルギーの導入を進めることとしている。この原則は、再生可能エネルギー利用の原則として、ドイツなどで知られているものである。　なお、エネルギー利用の最適化とは、火力発電所の発電効率が平均40％であることを踏まえ、熱と電気の特性を踏まえた利用を進めるもの。発電効率とは、10のエネルギー（化石燃料）を投入して、４を電気として取り出し、６を廃熱として捨てていることを意味している。そのため、電気を再び低温熱（例えばハロゲンヒーター等）として利用することは、エネルギー消費全体のなかでは、効率が悪く、環境負荷が大きくなる。　また、「エネルギーによってもたらされる基本的なサービス」とは、例えば照明であれば「明るさ」が「サービス」に当たり、電気でも自然光でもどのような方法でも、「同程度の明るさ」が供給されればいいとする考え方。「エネルギーサービス」ともいう。「地域の自然環境によってもたらされる基本的なサービス」は、空気や水など自然環境から様々な恩恵（サービス）を受けていることを指し、土地利用等に当たっては自然環境からのサービスが損なわれないように配慮する考え方。「生態系サービス」ともいう。 |

第３　住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

　条例第11条に規定する地域主導型事業の認定基準を明確にするため、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

１　住民による主体的な再生可能エネルギーの利用

1. 事業体

事業のリスクと住民生活のリスクが分離された事業体であること。

1. 事業の所有

事業を行う事業体の資本金の過半数を住民が出資していること。

1. 事業の運営

事業体の最高決定機関における議決権の過半数を住民が有していること。

２　地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

1. 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えていること。

1. 監査

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、第三者による監査の体制を整えていること。

1. 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えていること。

３　持続可能な地域づくりへの寄与

1. 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和が図られていること。

1. 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者若しくは住民に発注すること。

1. 収益

収益の一部または全部を地域のために活用すること。

|  |
| --- |
| 住民による再生可能エネルギー事業に、特別な支援を行うための認定に際して、基準を示している。条例案では「住民その他の識見を有する者の意見を聴かなければならない」とあるので、上記に加えて、審査会の規定を置くことも考えられる。いずれにしても「事業性」「地域性」「公益性」の３要件を満たすことが求められる。認定基準では、３要件を踏まえ、住民による所有、地域との調和、地域づくりを柱としている。事業性については、金融機関からの資金調達や収益の項で見ることになる。なお「１－（１）」の「事業体」とは、特定目的会社の設立などにより、住民の経済活動や生活、地域活動と、再生可能エネルギー事業のリスクが分離されているかを見る項。事業の失敗が、地域への大きなダメージにならないようにすることが狙い。「３－（１）」の「自然環境等」は「第５」に具体的な基準を示している。 |

第４　地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項

　条例第12条に規定する特定事業者に対する助言の考え方を明確にするため、地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用の促進に関する基本的事項について定める。

１　住民による参画の促進

1. 事業

事業を行う事業体に住民が出資できるようにすること。

1. 運営

事業体の最高決定機関における議決権の一部を住民に付与すること。

1. 監査

事業体の監査役の一部を住民から選任すること。

２　地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用

1. 透明性

事業に係る情報を市町村長及び住民に提供する体制を整えること。

1. 法令順守

関係法令及び市町村の関係要綱等に抵触せず、市町村の施策に協力すること。

1. 合意形成

住民との合意形成に努め、誠実に対応する体制を整えること。

３　持続可能な地域づくりへの寄与

1. 自然環境等

自然環境及び土地利用、景観等との調和を図ること。

1. 調達

事業費の一部を県内に本店を置く金融機関から調達するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

1. 収益

収益の一部を地域のために活用すること。

1. 施工

関係法令を順守するとともに、事業の一部を市町村内の事業者又は住民に発注すること。

1. 維持・管理

自然環境及び生活環境に配慮すること。

1. 事業終了後の措置

設備を市町村内の事業者若しくは住民に譲渡し、又は設備を撤去した上で原状回復をするよう努めること。

|  |
| --- |
| 事業者による開発行為に対し、市町村長から助言を行う際の一般的な基準を示している。要求ではなく助言であり、これらについて「検討してはどうか」と事業者に伝え、「協働型」に誘導しようとすることが狙い。事業へ住民意見を反映しやすくしたり、地域への協力を実施したりしてもらう内容。 |

第５　生活環境に関して配慮すべき重要事項

　条例第２条第２項に規定する再生可能エネルギー事業に当たって配慮すべき生活環境の範囲を明確にするため、生活環境に関して配慮すべき重要事項について定める。

１　事業を回避することが望ましい区域とその理由

　　別表１のとおり（略）

２　事業に際して近隣住民の合意を得ることが望ましい区域と配慮すべき事項

　　別表２のとおり（略）

３　設備の形状及び色、配置等について景観に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項

　　別表３のとおり（略）

４　設備の工法及び付帯設備等について災害防止に配慮することが望ましい区域と配慮すべき事項

　　別表４のとおり（略）

５　事業を実施することが望ましい区域と配慮すべき事項

　　別表５のとおり（略）

６　その他の区域において配慮すべき事項

　　別表６のとおり（略）

|  |
| --- |
| ここの書き方は、市町村の実情に合わせて、いくつかの種類に分かれると考えられる。ここでは、地域のゾーニングを想定している。他に、建設を回避すべき地点や配慮すべき事項を列挙するだけの「ネガティブリスト方式」、要綱レベルで細かく書き込む「ガイドライン方式」が考えられる。つくりやすさは左から順に「ネガティブリスト方式」＞「ゾーニング方式」＞「ガイドライン方式」だが、自然環境等への配慮の強さは逆となり、左から順に「ガイドライン方式」＞「ゾーニング方式」＞「ネガティブリスト方式」となる。 |

第６　特に定める事項

　本指針は必要に応じて改定することとし、改定する場合は、あらかじめ、市町村○○審議会の意見を聞かなければならない。

|  |
| --- |
| 市町村の実情に応じて、その他の必要な事項を定める箇所。届出等のフォーマットを定めることなどが考えられる。少なくとも、改定については定めておく必要があると思われる。 |

|  |
| --- |
| 指針を策定する場合に参考となりうる資料・農林水産省「今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」(2015年3月)・一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」(2013年3月) |